

平成 21 年 6 月 19 日

SAAJ NEWS RELEASE

「顧客との契約における収益認識の予備的見解」について意見書を提出

(社) 日本証券アナリスト協会（会長：鈴木行生 野村證券顧問）は、2008 年 12 月に公表された討議資料「顧客との契約における収益認識の予備的見解」について意見書を作成し、6 月 19 日（金）に国際会計基準審議会（IASB）へ提出しました。

【意見書のポイント】

- ✓ IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）は、「顧客との契約における収益認識の予備的見解」で、企業の契約資産または契約負債の変動に基づく単一の収益認識原則を提案している。しかし、当協会の検討では、この原則を用いる実務上の利点が、新たな原則がもたらす問題を明確に上回るとは結論付けられなかった。
- ✓ 標記討議資料についての勉強会（4 月 20 日開催）に参加した会員へのアンケート調査でも、「現行の実現・稼得モデルによる収益認識に比べて、討議資料で示されている資産・負債モデルによる収益認識の方が、企業分析に有用な情報が得られると思うか」という質問に対し、思うとの回答は 17%に留まった。
- ✓ 我々は、支配権の移転を基準に「建設サービスの提供契約」と「完成した構築物（財）の提供契約」を区分する討議資料の考え方は、工事進行基準の適用範囲を大幅に狭めることから反対である。この点が討議資料の最大の問題点のひとつと考えている。
- ✓ アンケート調査でも、「支配権の移転に関らず、長期請負工事、ソフト開発には一定の要件が満たされる限り、進行基準を求める」との回答が 65%を占めている。
- ✓ 我々は IASB に対して、資産・負債アプローチとりわけ支配概念の機械的な適用は時に合理的でない会計基準の提案に結びつく可能性があることに十分配慮し、今後の国際会計基準の開発に取り組んでいただきたいと考えている。

【添付資料】

資料 1. re: Comments on Discussion Paper

“Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers”

資料 2. 「顧客との契約における収益認識の予備的見解」についての意見書（和訳）

本件に関するお問い合わせは下記まで

(社) 日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1577

担当：教育第一企画部長 かいます 貝増 眞